

## 大阪府PCB処理計画に関する意見

2003.10.28

中地 重晴(環境監視研究所)

## 1. PCBによる環境汚染の可能性

すでに各地でPCB汚染が問題になっている。

土壌汚染

大阪市東淀川清掃工場隣接地など

底質汚染

正蓮寺川、木津川など

新たな汚染の可能性

P R T R制度の集計公表でわかったこと

府内3下水処理場でのPCB排出の報告—合計 82kg

現在進行形の現われなのかどうかは検討する必要あり。

表 大阪府下水処理場からのPCB、ダイオキシン類放流量

事業場名			PCB (kg)	ダイオキシン類 (mg-TEQ)
大阪府・兵庫県 原田処理場	豊中市	原田西町1番1号	54	14
大阪府 中央処理場	茨木市	宮島三丁目1番1号	17	0.16
大阪府 高槻処理場	高槻市	番田二丁目1番1号	11	0.19

## 2. 有害物質無害化処理のための三原則

豊島(香川県)、橋本(和歌山県)の公害調停で確立された。

- ①安全性 二次被害(公害)をださない
- ②確実性 安定した操業、新たな廃棄物を出さない  
処理後の残土、廃液はリサイクル可能か、それとも廃棄物として処理するのか
- ③透明性 情報公開、住民参加  
24時間常時モニターとHP等による情報開示  
住民も含めた関係者による協議会の設置

### 3. 運搬・保管上の問題点

運搬マニュアル未整備による問題点

技術面での安全性の検討－周辺住民の了解が得られるか

他府県から運搬時の通報(許可)制度の整備－廃掃法の見直し

事故時、緊急時の安全対策

対応マニュアルの整備と設備等の配置、訓練

大阪市内保管物の優先処理による PCB 保管物の再移動

保管事業者による運搬の危険性

処理事業実施に対する不公平感の増大

### 4. 円滑な無害化処理実施のために

処理費用の低減化

公平な受け入れ事務の確立

処理順序の公平さ、保管・管理費用の低減化

### 5. 今後解決されるべき課題

低濃度 PCB 汚染物や汚染土壌の処理

土壌汚染対策法で対策が必要になった汚染土壌の処理をどうするのか。

約 30 年前の PCB 問題発生時の対策の後始末

関西では高砂(兵庫県)と草津(滋賀県)に永久保管されている大量の汚染土壌の処理

低圧コンデンサーやカーボン紙など PCB 含有物、汚染物の処理

以上

PCB無害化処理に関する現状と課題  
－機器メーカーの立場から－

2003年10月28日  
株式会社ダイヘン  
沼野 真志

1

1. (社)日本電機工業会の取り組み

1954年頃: PCB使用機器の製造開始

1972年: 行政指導により製造中止

この間会員各社代表が委員として、  
(財)電気絶縁物処理協会に参画

2001年: PCB電気工作物の判断リスト作成

2002年: 環境事業団からの調査依頼対応

微量PCB混入機器への対応

## 2. (株)ダイヘンにおける PCB機器製造履歴

製造年代: 1955年～1972年

製造台数: 907台

識別表示: 「不燃油入り」、「不燃油使用」

PCB油の組成: PCB60%  
トリクロロベンゼン40%

株式会社ダイヘン

3

## 3. PCB関連保管台数

高圧変圧器: 10台

高圧コンデンサ: 335台

PCB絶縁油: 約6,000リットル

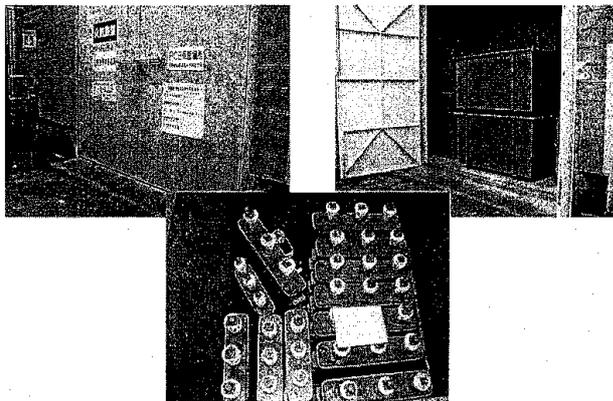
その他: 低圧コンデンサ  
汚染ウェス 等

➡ PCB特別措置法に則り届け出済

株式会社ダイヘン

4

## 4. PCB関連保管状況



株式会社ダイヘン

5

## 5. PCB処理に向けた課題

### 1) 搬出が困難な機器に対する検討

#### a) 具体的事例

大形変圧器、屋内設置型変圧器など  
現地からそのままの状態、搬出が  
困難な機器

#### b) 懸案事項

- ① 現地における解体の可否
- ② 機器分解時のPCB汚染物の拡大
- ③ 作業従事者の安全衛生面
- ④ 地域住民への対応 など

株式会社ダイヘン

6

2) PCB混入機器不法投棄への対応

a) 具体的事例

高額な処理費に起因する不法投棄の増加

b) 懸案事項

① 不法投棄機器の処理問題

② 不法投棄現場での環境浄化費用

3) 円滑なPCB無害化処理への対応

a) 具体的事例

処理プラント稼働負荷のバラツキ

b) 懸案事項

① 処理事業の最初と最後に負荷が集中

② 処理しやすい物(PCB油等)から委託?

4) 微量PCB混入機器への対応

① 汚染濃度

・ppmオーダー

② 汚染の可能性機器

・1989年以前に製造した絶縁油を使用する全ての機器

③ 汚染原因

・現時点では不明

④ 汚染機種の判別

・絶縁油のPCB分析

## 6. PCB処理に向けた要望

- 1) 現場からの搬出困難機器に対する検討  
機器のリスタップと現地解体施策の作成
- 2) 不法投棄に対する対応  
届出内容と保管(処理)実績との整合性確認
- 3) 円滑な無害化処理への対応  
早期処理事業者へのインセンティブ実施
- 4) 微量PCB混入機器への対応  
情報の共有化と新たな処理施策の検討

株式会社ダイヘン

9

END

株式会社ダイヘン

10

## ○ PCB 廃棄物処理に係る課題の抽出

課題	題	現 状	対 処
A PCB廃棄物の早期 処理(処理期限:平 成28年)	1 拠点別の広域処理施設への搬 入の平準化	□大阪府分の先付搬入を前提に、近隣ブロック会議を活用し事業団を交えて検討を開始	①隣接事業団に対して搬入計画の早期前倒し及び公表の要請 ②隣接事業団と各行政による詳細な調整(定期的な会議など調整体制の確立) ③隣接事業団による各事業所への積極的な勧誘の検討
	2 事業者保管物の早期処理	□立入検査等による事業者の保管物の実状把握 □中小事業者の処理費用低減のため、国と地方でPCB処理基金を造成中	①関係事業団、速やかな処理を要するものについての対応等の検討 ②事業者への指導啓蒙を強し早期処理を推進
	3 処理費用の低減化 (処理費の早期情報提供)	□事業団への協議回答で、処理費用の低減化を明記	①事業団処理を計画的、効率的に促進することにより費用の高額化を防止
	4 収集運搬に係る体制整備及 び安全対策	□現在PCBの許可業者はない □PCB廃棄物の移動に対する指導要領で対応(自費運搬時)	①既存の特定運搬収集運搬事業者の十分な活用と関係法令に基づく基準の遵守を徹底指導 ②自家運搬時においても国のガイドラインに基づく安全対策を実施するよう指導
	5 情報の公開等	□事業団による積極的な情報公開を要請している。	①隣接事業団に対し、迅速かつ詳細な環境測定情報や受入状況等の情報を積極的に公表するよう要請 ②隣接事業団に対し、搬入事業者の移動管理を把握できるシステムの整備を要請
B PCB廃棄物処理体 制の整備	6 低圧機器及びPCB汚染物 の処理体制が未整備	□広域および隣接事業団において検討中。	①早期整備を促へ要請
	7 微量PCB汚染物の扱い	□国において検討中。	①早期に検討結果を提示するよう国へ要望
C PCB搬入による環 境汚染の防止	8 企業の倒産等に伴う不眠、 紛争の防止	□大阪府ではPCB適正保管マニュアルに基づき適正保管を指導 □保管が長期間にわたっており、特に中小企業の負担が拡大 □PCB廃棄物は稼働が原則禁止のため廃棄・転業時の扱いに困っている。	①PCB廃棄物を把握するため、事業者に対する届出を助行するとともに、事業者へ適正管理を指導 ②倒産事業者への立ち入り検査を強化し、適正管理を周知徹底 ③建設業者や解体業者等には電気工事業者に対してPCB汚染物の周知を図り、適正保管等の啓蒙を実施 ④中小企業者への負担軽減のためのPCB処理基金を活用
	9 不法投棄物の適正処理	□廃トランスなどが不法投棄、不適正処理されているという苦情連絡には随うに府職員が現場に直行し、PCB含有の有無をチェックし対応 □廃棄法による罰則適用(投棄者不明の場合、土地管理者に対し土地の適正管理責任の業務の観点から処理を指導)	①不法投棄されないように、土地管理者等に対策を講じるよう要請(善版の設置やパトロールの実施) ②不適正行為に対しては関係法令に照らし厳正に対処
	10 使用中確認の適正処理	□使用中の高圧機器は電気事業法に基づき近畿経済産業局に使用の報告 □近畿経済産業局と定期的に情報を交換	①使用中事業者に対する期間内処理の指導の徹底 ②関係業界と連携した啓発活動の実施

## 大阪府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画骨子（案）について

### 第1章 PCB廃棄物処理計画の策定趣旨及び基本方針

#### 第1節 策定の趣旨

○国が策定する「PCB廃棄物処理基本計画」に即し、大阪府内のPCB廃棄物の処理を総合的かつ計画的に実施するために定める。

#### 第2節 基本方針

○府内のPCB廃棄物の全量を平成28年7月までに処理を行う。  
○PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進並びに処理が完了するまでの適正保管の徹底を図る。

### 第2章 PCB廃棄物の現状

#### 第1節 保管量

○PCB廃棄物の種類ごとの保管量は、PCB特措法第8条に基づく平成14年3月31日現在の届出数値とする。

#### 第2節 使用量

○PCB含有機器の種類ごとの使用量は、PCB特措法第8条に基づく平成14年3月31日現在の届出及び電気事業法電気関係報告規則に基づく平成15年3月31日現在の報告数値による。

#### 第3節 保管事業者の状況

○PCB廃棄物の保管またはPCB含有機器の使用している事業者の現況（事業所数等）を示す。

### 第3章 PCB廃棄物の処理体制の確保

#### 第1節 処理施設の整備状況

##### (1) 環境事業団による拠点の広域処理施設

○環境事業団が実施する「大阪PCB廃棄物処理事業」において、近畿2府4県の高圧トランス、高圧コンデンサ、廃PCB、PCBを含む廃油を処理するための拠点の広域処理施設の整備が進められている。

##### (2) その他の処理施設について

○関西電力により柱上トランス自社処理施設の整備が予定されている。  
○低圧機器及びPCB汚染物の処理体制が未整備であり、国における早急な検討と対策実施を働きかける。

## 第2節 確実な処理のための体制整備の方策

### (1) 拠点的広域処理施設への計画的な搬入

○近畿ブロックPCB廃棄物広域処理部会において関係府県市の協議調整を実施し、拠点的広域処理施設への計画的搬入を図る。

### (2) 中小事業者保管物の早期処理の促進

○資力が小さい中小事業者に対して、処理基金の活用による負担軽減を図り、併せて事業者への指導啓発を通じ早期処理を促進する。

### (3) 収集運搬体制の整備及びその安全性確保

○現在検討中の国のガイドラインに則し、業者及び自家運搬者に対して十分な安全対策の確保を指導する。

## 第4章 PCB廃棄物の適正処理の推進と環境保全対策の確保

### 第1節 PCB廃棄物による環境汚染の防止

#### (1) 事業者によるPCB廃棄物の適正保管の徹底

○保管事業者に対して、「PCB適正保管マニュアル」に基づく適正保管を指導し、周知徹底を図る。

○保管が長期にわたり不明紛失の恐れが高くなっているため、保管事業者に対して届出の徹底を指導し立入検査を強化する。

#### (2) 不法投棄の未然防止

○保管事業者へPCB廃棄物の適正処理及び処理が完了するまでの適正保管を指導啓発する。

○不適正処理に対しては廃棄物処理法等を厳格に適用し、厳しく対処する。

#### (3) 使用中機器の適正処理の推進

○近畿経済産業局と連携し、使用事業者に対し期間内の適正処理を啓発する。

### 第2節 PCB処理事業の環境保全対策及び情報公開

○環境事業団が行う環境保全対策について「大阪市PCB廃棄物処理事業監視委員会」による適切な監視活動が行われるよう努める。

○環境事業団による環境測定情報や受入情報等について積極的な公表に努める。

### 第3節 その他の重要事項

○低濃度のPCBに汚染された廃棄物の把握及び処分方法等に関する国における早急な検討と対策実施を働きかける。